

政令第三百九十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「海洋業務群」を「海洋業務・対潜支援群」に改める。

第十八条の十の見出しを「（海洋業務・対潜支援群）」に改め、同条中「海洋業務群は」を「海洋業務・対潜支援群は」に、「海洋業務群司令部」を「海洋業務・対潜支援群司令部」に改め、「対潜資料隊」の下に「、対潜評価隊」を加える。

第十八条の十一の見出しを「（海洋業務・対潜支援群司令）」に改め、同条第一項中「海洋業務群の」を「海洋業務・対潜支援群の」に、「海洋業務群司令」を「海洋業務・対潜支援群司令」に改め、同条第二項中「海洋業務群司令」を「海洋業務・対潜支援群司令」に、「一等海佐」を「海将補」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三海洋業務群司令部の項を次のように改める。

海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	一種
---------------	--------------	----

附 則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、海上自衛隊の海洋業務群の編成等を改める等の必要があるからである。